

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

稚内市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる次の事項について定める。

- (1) 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

(6) 市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、稚内市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、北海道知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は必要としない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化を図るとともに、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に

判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

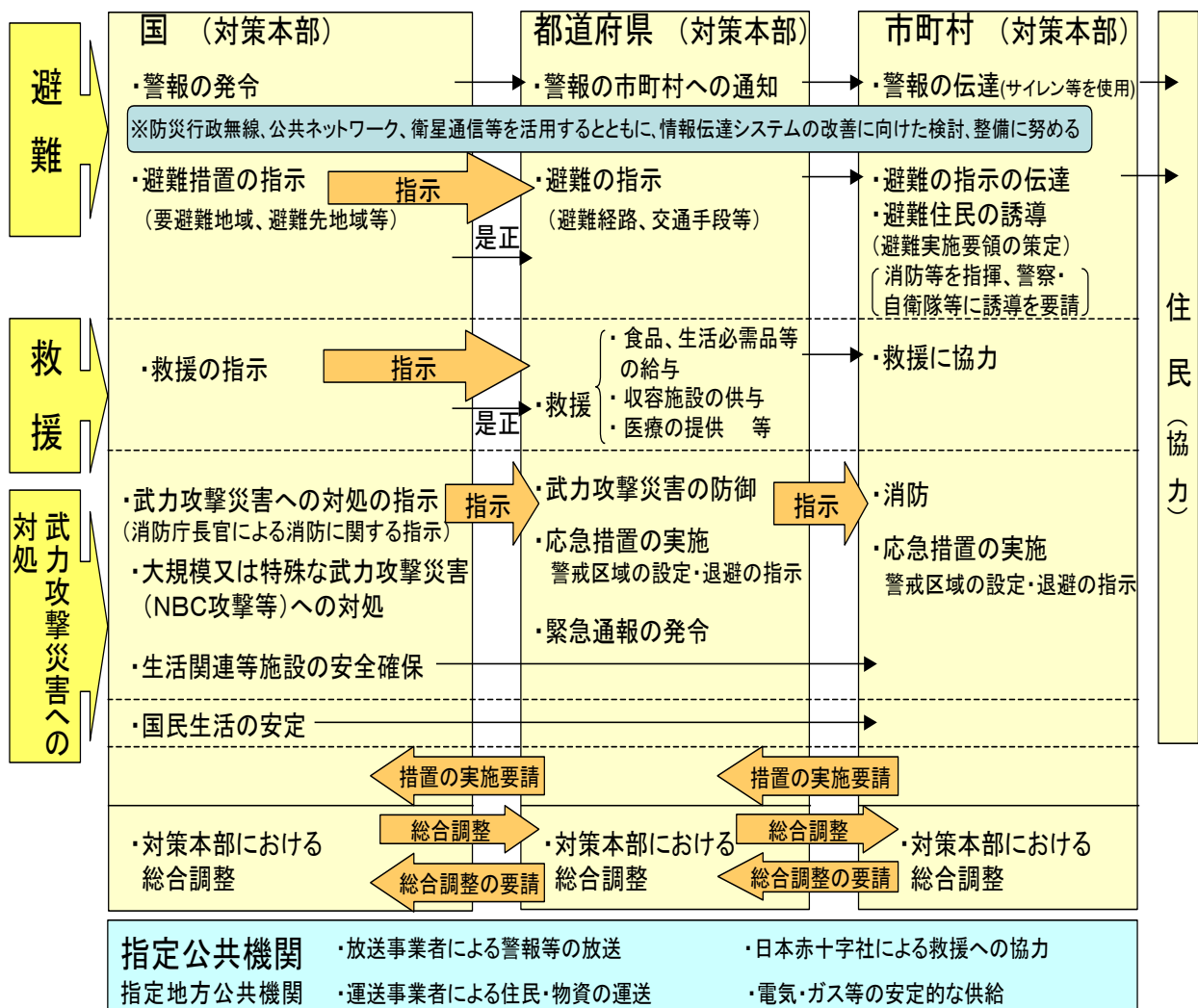
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市及び関係機関の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。
 なお、関係機関等の連絡先については、「資料編」において整理する。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

【関係機関の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
稚内市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 稚内市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び稚内市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
稚内地区消防事務組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動体制の整備 2 情報収集・提供体制の整備 3 特殊標章の交付・管理（消防関係者のみ） 4 火災その他武力攻撃災害への対処（救急・救助を含む） 5 警報の伝達、避難住民の誘導その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
北海道	<ol style="list-style-type: none"> 1 道国民保護計画の作成 2 北海道国民保護協議会の設置、運営 3 北海道国民保護対策本部（以下「道対策本部」という。）及び北海道緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

	<p>9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通の規制の実施</p> <p>11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	---

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通事項	<p>1 組織の整備、訓練、啓発</p> <p>2 生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施</p> <p>3 被災情報の収集及び報告</p> <p>4 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
北海道開発局 (稚内開発建設部)	<p>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</p> <p>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</p> <p>3 港湾施設の応急復旧</p> <p>4 農業関連施設の応急復旧</p>
北海道森林管理局 (宗谷森林管理署)	<p>1 武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給</p>
北海道運輸局 (旭川運輸支局)	<p>1 運送事業者への連絡調整</p> <p>2 運送施設及び車両の安全保安</p>
東京航空局 (稚内空港事務所)	<p>1 飛行場使用に関する連絡調整</p> <p>2 航空機の運航の安全確保</p>
第一管区 海上保安本部 (稚内海上保安部)	<p>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</p> <p>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等</p> <p>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</p> <p>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置</p>
札幌管区气象台 (稚内地方气象台)	<p>1 気象状況の把握及び情報の提供</p>
北海道労働局 (稚内労働基準監督署)	<p>1 被災者の雇用対策</p>

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通事項	1 国民保護業務計画の作成 2 組織の整備、訓練 3 被災情報の収集及び報告 4 管理施設の応急復旧に関する措置の実施 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 6 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
放送事業者	1 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容及び緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業者	1 郵便の確保
医療機関	1 医療の確保
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置及び面積

本市は、日本最北部に位置し、日本海、宗谷海峡、オホーツク海に面し、陸は南西部に豊富町、南東部は猿払村と境界を接している。

南北およそ 39km、東西およそ 38km でほぼ方形の枠に収まる広さで、面積は 761.47 km²（国土交通省国土地理院調。平成 28 年 10 月 1 日現在）で北海道総面積の約 1%、宗谷地方全面積の約 16%に相当する。

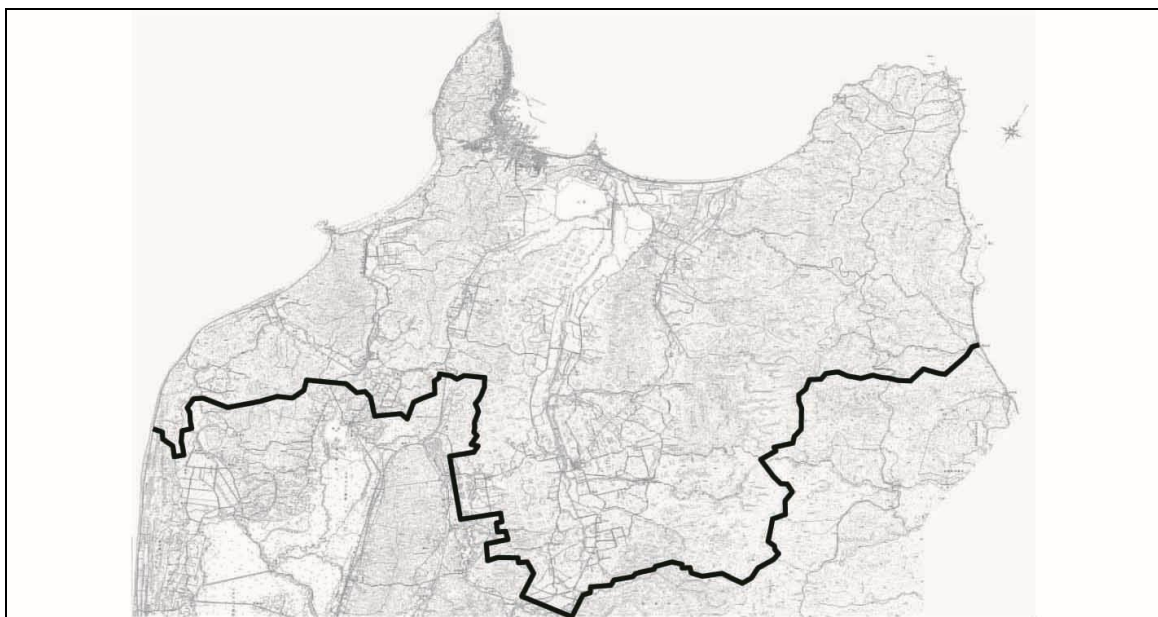
2 地形

本市の地勢は、ほぼ南北に縦走する 2 本の脊梁をなす丘陵性山地と、これらの中間と両翼に発達する低地帯からなっており、特に東側の山地帯は南下するに従って若干その高さや幅を増す。

東方の脊梁山地は、宗谷丘陵と呼ばれ、幌延町方面から北走して市街地に入る。この丘陵はおおむね 200m 以下でやや起伏にとんでおり、その最高点は増幌川支流のイチチャンナイ川上流にあつて、標高 231.9m である。

西側にある脊梁丘陵は、ノシャップ岬にはじまり南走して豊富町に連なり、高さはおおむね 80m 以下であるが、坂の下からクサナルを結ぶ線からノシャップ岬に至る間は、やや高くなっている。

西側丘陵帯と日本海との間の低地帯は、砂丘と湿地からなっており、オネトマナイ川下流には、無数の沼沢地が存する。この丘陵を源にして、南からオネトマナイ川、勇知川、クトネベツ川があり、川幅 10m 以下の流域を伴う。



3 気候

本市は、宗谷海峡に面しているため海洋からの影響を受け、冬期は内陸部に比べ、比較的温暖である。積雪期間は11月上旬から4月中旬である。また、1月下旬から3月にかけて流氷がオホーツク海から宗谷海峡に侵入し、その一部が接岸することがある。

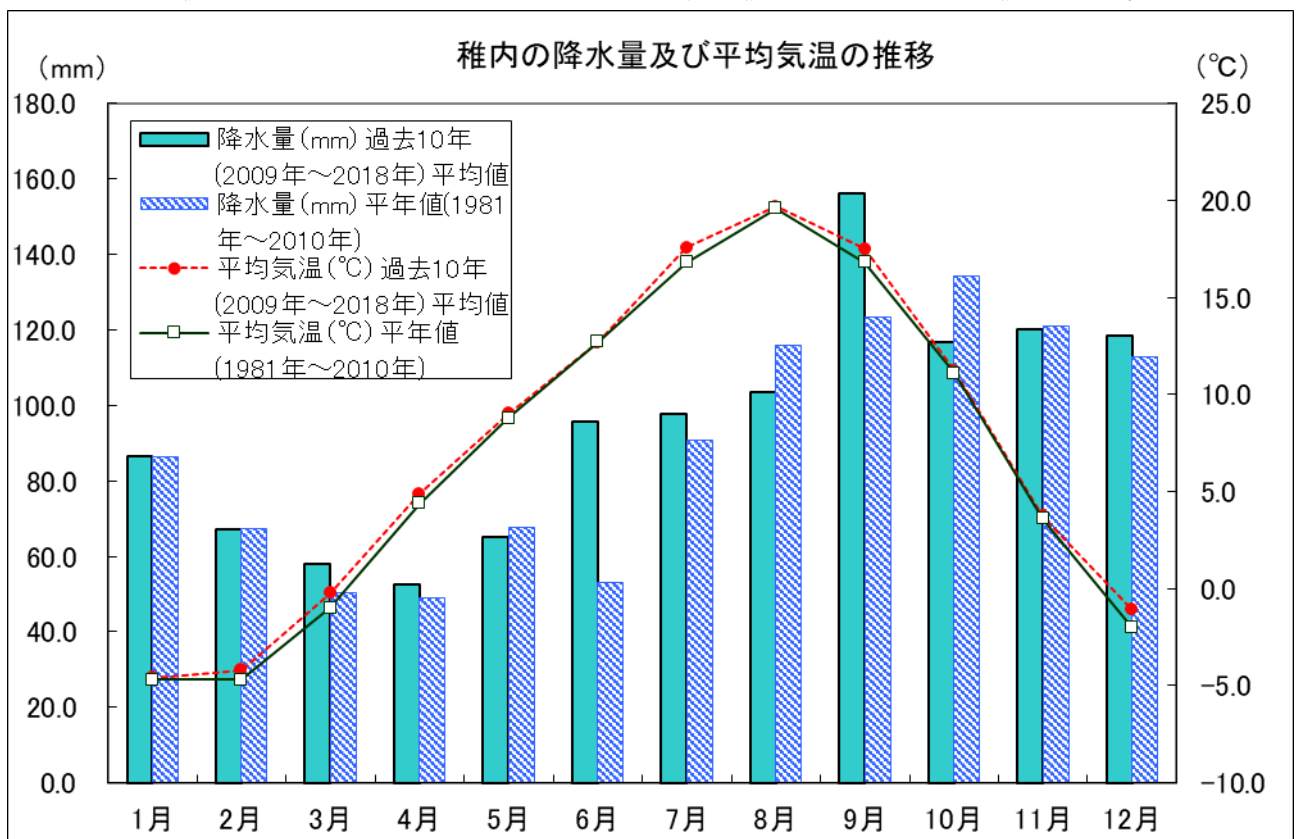
年平均気温の平年値は7.2℃であり、夏期（7～8月）の日最高気温の平均は19.7℃程度であるが、その極値は31.3℃である。冬期（1～2月）の日最低気温の平均は-6.9℃程度であるが、その極値は-19.4℃である。

年間降水量の合計値は、1062.7mm、北海道内では平均より少ない量である。最も降水量の多かった年は1962年（昭和37年）の1753.7mm、日最大降水量は2016年（平成28年）9月6日の192.0mm、日最大1時間降水量は1938年（昭和13年）9月1日の64.0mm、最も降水量の少なかった年は1986年（昭和61年）の776.5mmである。

本地域は、海岸に面しており内陸地方に比較して風が強い。年平均風速の平年値は、4.5m/sであり、日最大風速が10m/s以上の日は年間83.8日ある。風向は、春から夏にかけては南南西の風、秋は西又は西南西の風、冬は西から北北西の風が多い。過去における日最大瞬間風速は、1995年（平成7年）11月8日の44.9m/sである。

10月下旬には初雪を見るが、長期積雪（根雪）となるのは平年では11月下旬で翌年の4月上旬まで続く。積雪の最も多くなるのは2月下旬から3月初めにかけてである。平年の最深積雪量は81cmである。また、過去の最深積雪は1970年（昭和45年）2月9日の199cmである。

なお、年平均気温・日最高気温・日最低気温、年間降水量、年平均風速値、最深積雪の平年値については、1981年～2010年の観測値を基に作成した値である。



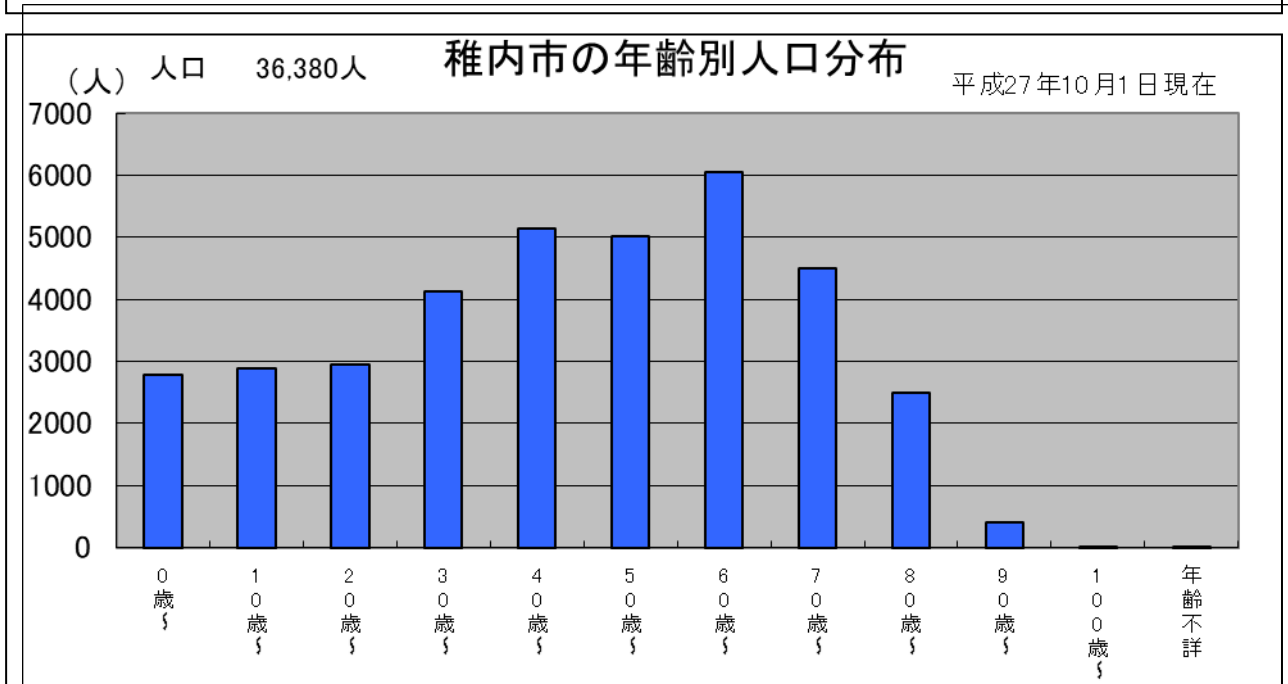
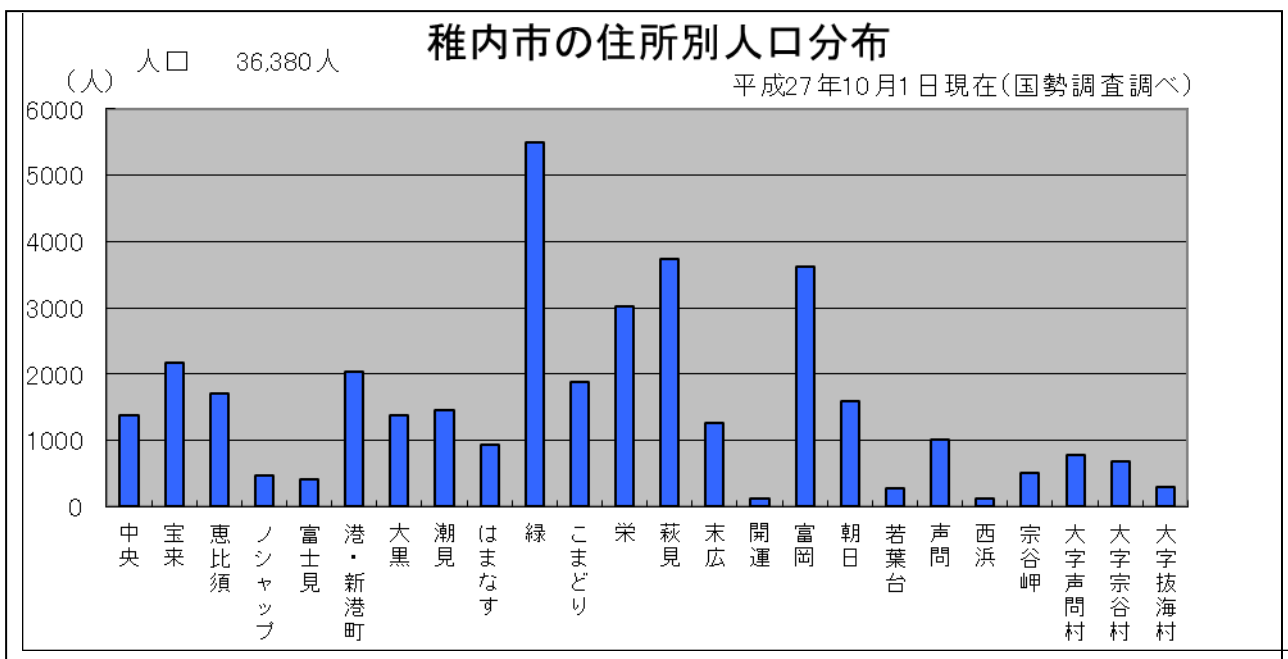
4 人口分布

本市の人口は、36,380人（平成27年10月1日現在）、世帯数は16,486世帯であるが、人口減少の傾向が続いている。

人口の分布では、従来からの中心街である中央地区、北地区から新興住宅地である南地区への人口の移動が見られており、緑、富岡、萩見、栄、朝日地区に人口の増加が著しい。

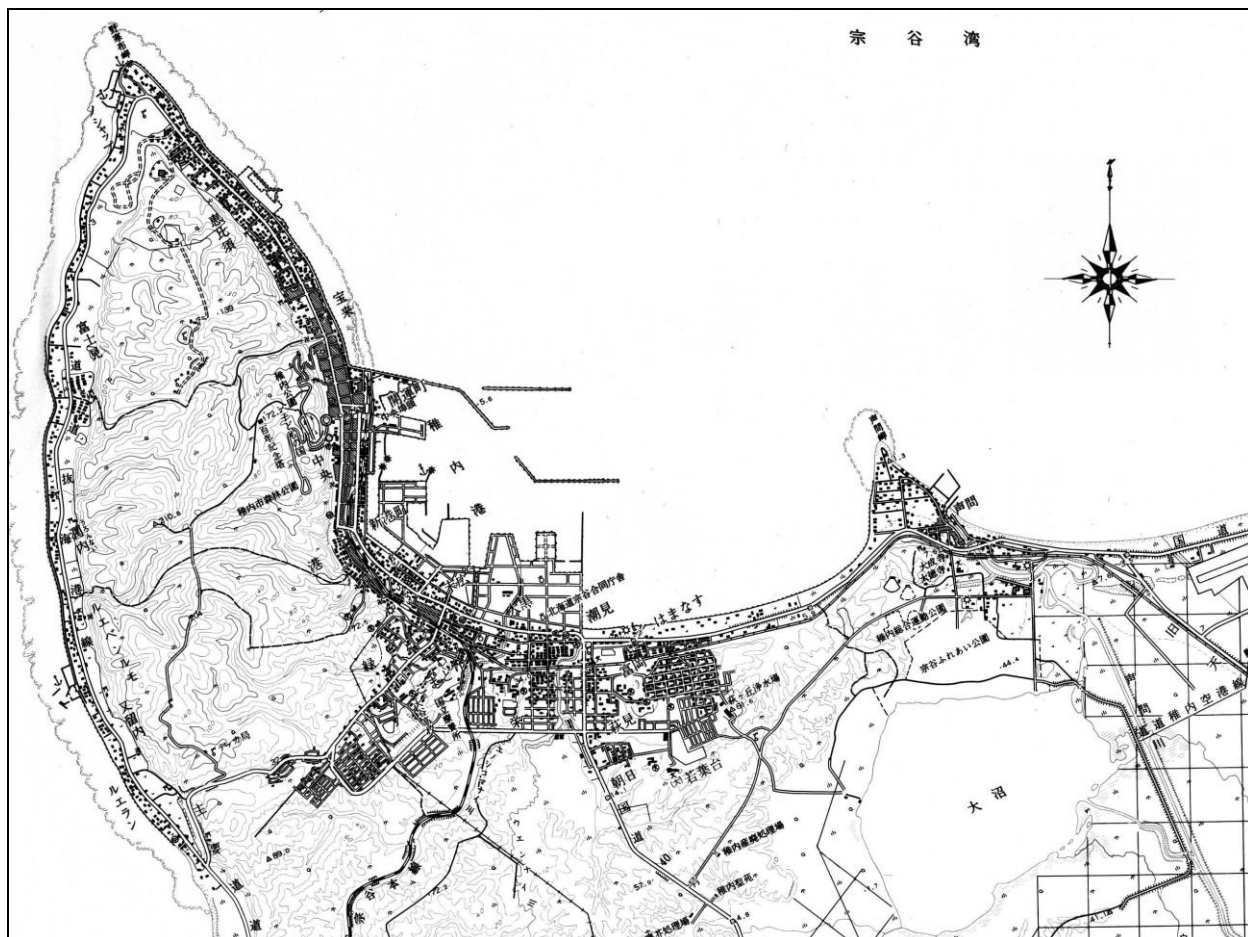
年齢別では、60歳代の割合が最も多く、40歳代、50歳代と続いており、3人に1人が60歳以上となっている。

本市の昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は、平成27年国勢調査時点で100.3と昼間人口が夜間人口を若干上回っている。



5 道路の位置等

道路は、2本の一般国道が走っており、国道40号線は道央圏への大動脈として旭川市に繋がっており、国道238号線がオホーツク海側の観光ルートとして網走市に繋がっている。また、主要道稚内天塩線が日本海沿いの観光ルートとして留萌方面に繋がっている。



6 鉄道、空港、港湾の位置等

(1) 鉄道

鉄道は、JR北海道の宗谷本線が稚内から旭川にのび、函館本線で札幌に繋がっている。また、市内には、稚内駅と南稚内駅の2駅がある。

(2) 空港

空港は、北の空の玄関口として稚内空港があり、本市の東方約12kmに所在し、2200mの滑走路を有する国管理空港として、札幌及び東京に定期便が就航し、関西、名古屋へも季節運航されている。

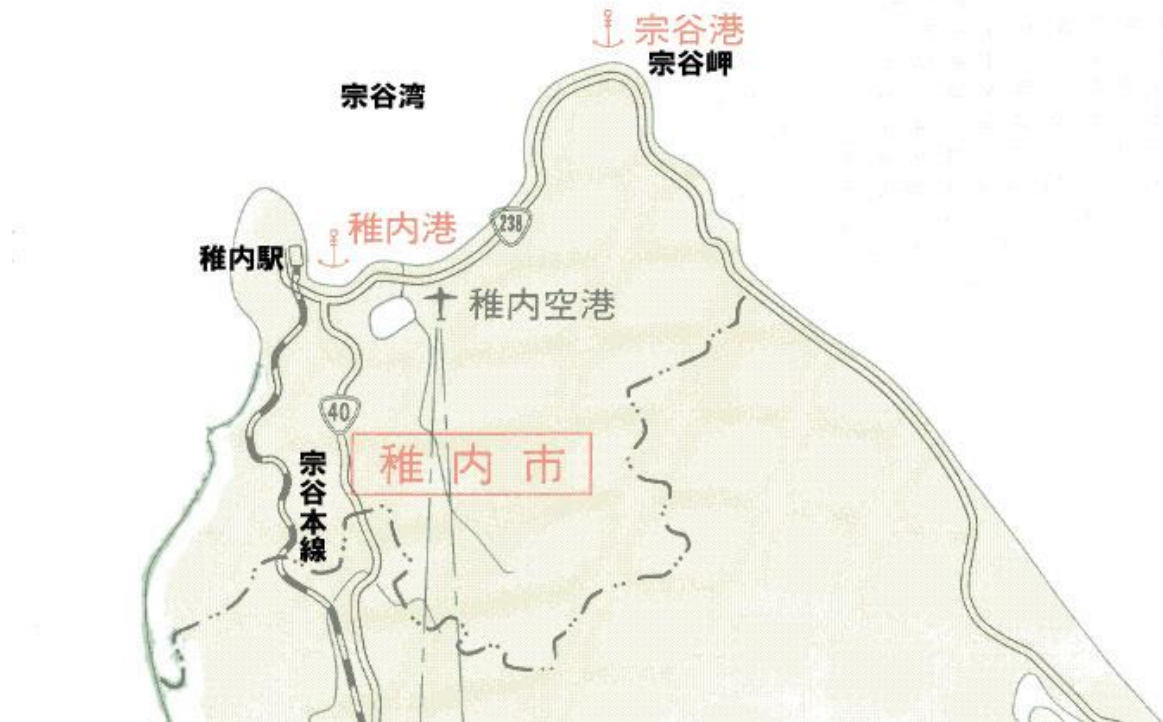
また、空港から市の中心部へは、車で約20分の距離にある。

(3) 港湾

本市には、稚内港と宗谷港があり、稚内港は、日本最北の重要港湾で、道北地域における物資流通の拠点、北方漁業の基地、利尻・礼文両島への連絡港として大きな役割を果たしている。

また、大規模な災害の発生時には、海上からの救援物資輸送や災害復旧支援活動のための防災拠点となる。

宗谷港は、日本最北端の地方港湾で、沿岸漁業の基地港として地域の発展に大きな役割を担っており、また、避難港としても位置付けられている



7 自衛隊施設等

自衛隊施設は、稚内分屯基地が、北部のノシャップ地区に所在し、航空自衛隊、陸上自衛隊、海上自衛隊等が合同で駐屯しており、レーダーサイトの運用等を主な任務としている。

8 浄水施設

市には、萩ヶ丘浄水場をはじめとして、4浄水施設がある。

これらの浄水場の水源は、主に市の南部にある声間川水系支流を水源とする北辰ダムから配水されている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

1 着上陸侵攻

(1) 特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

(1) 特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることか

ら、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

(2) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市は、道、道警察、海上保安部、自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

3 弾道ミサイル攻撃

(1) 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

4 航空攻撃

(1) 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定され、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保

しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (イ) 危険物積載船への攻撃
- (ウ) ダムの破壊

イ 被害の概要

- (ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
- (イ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
- (ウ) ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

(2) 被害の概要

ア 放射性物質等

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

イ 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

ウ 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

(3) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

主な被害は、施設の破壊に伴う人的な被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。